

(適正計量管理事業所の指定の取消の処分基準)

計量法

(適合命令)

第百三十一条 経済産業大臣は、第百二十七条第一項の指定を受けた者が第百二十八条各号に適合しなくなつたと認めるときは、その者に対し、これらの規定に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(準用)

第百三十三条 第九十二条第一項の規定は第百二十七条第一項の指定に、第六十一条、第六十二条、第六十五条及び第六十六条の規定は第百二十七条第一項の指定を受けた者に準用する。この場合において、第九十二条第一項第一号及び第二号中「二年」とあるのは「一年」と、同号中「第九十九条」とあるのは「第百三十二条」と、第六十一条中「前条第一項」とあるのは「第百三十三条において準用する第九十二条第一項」と、第六十二条第一項中「第五十九条各号」とあるのは「第百二十七条第二項各号」と読み替えるものとする。